令和３年４月26日

会員各位

鎌倉市医師会会長　山口　　泰
母子保健担当理事　今井　一登

働く女性の母性健康管理に関する周知へのご協力について

神奈川県医師会を通じて、通知がまいりましたのでお知らせいたします。
こちらは鎌倉市医師会ＨＰにもアップロードしてありますので、ご確認ください。

神奈川県医師会
理事　高井昌彦

働く女性の母性健康管理に関する周知への御協力について（周知）

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、標記のことについて、別添のとおり日本医師会　渡辺常任理事並びに神村常任理事の連名で周知依頼がありました。

男女雇用機会均等法の規定に基づく母性健康管理措置（以下「母健措置」という。）の関係では、令和３年７月１日より母性健康管理指導事項連絡カード（以下「母健カード」という。）の様式を変更し、また母健措置について広く認識いただくため新しくＱ＆Ａを作成の上ホームページに掲載するとともに、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による助成金（以下「母健助成金」という。）について、今般、要件等を変更した上で期限を延長することとなりました。

具体的な内容及びこれに伴う留意点は次のとおりです。

１．令和３年７月１日から母健カードの様式が変更されることとなりました。【別紙１】
また、妊産婦の方々に母健措置について広く認識いただくため、新しく作成したＱ＆Ａが厚労省ＨＰ（https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000764004.pdf）に掲載されます。（不妊症にかかるＱＡを含む）【別紙２】

２．母健助成金について、今般、要件等を一部変更した上で、対象となる有給の休暇制度を事業主が整備して労働者に周知し、当該休暇を取得させる期限について、令和４年１月31日まで延長することとなりました。【別紙３】

なお、助成金の支給申請にあたっては、母健カード等医師等の指導事項が分かる資料の写しが必要となります。

（参考URL）

女性労働者の母性健康管理のために（厚労省HP）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku05/index.html

職場における妊娠中の女性労働者等への配慮について（厚労省HP）
※新型コロナウイルス感染症対策
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11067.html

お問い合わせ先
健康医療課　担当：堀金
TEL 045(241)7000/ FAX 045(241)1464
E-mail：t-horigane@kanagawa.med.or.jp